

答申

「社会教育を効果的に実施するために
公民館と他施設との連携」について

～つなげよう広げよう地域の和～

茅ヶ崎市社会教育委員の会議

(改訂版)

目 次

はじめに	… 2
1 「公民館と地域集会施設の現状」	… 3
2 「連携への課題」	… 6
3 「どのような取組みができるか」	… 7
4 「取組みの結果、得られる効果」	… 9
5 「地域の人々の学びの変化」	… 11
おわりに	… 13

資 料

諮問書

公民館と地域集会施設の配置図

茅ヶ崎市社会教育委員名簿

起草委員会議

はじめに

平成24年12月13日に社会教育委員の会議は、茅ヶ崎市教育委員会から、『「地域の教育力の向上」に向けた「地域の教育資源」の一つとしての「人材育成」について』の諮問を受け、大人の一人一人が「教育者」であるためにとして、青少年団体や子ども会などの協議会を調査研究して平成26年3月に答申を提出しました。

そして教育委員会への答申で終わりではなく、さらに先の答申の中で社会教育関係団体が抱えている現状や課題について、少しでも解決方法が見いだせるよう調査研究することにしました。

茅ヶ崎市の社会教育施設では、人材育成の場や機会は多くの所で行われていて、まだまだ本市には多くの公共施設があり、場所・施設で集い触れ合い、直に会って出合いの繰り返しでコミュニケーションを深める育ちは行われています。

平成28年3月に『「社会教育施設・社会教育関係団体の活性化に向けて」～地域の教育力を高めるために～』という内容の提言書を教育委員会に提出をしました。

平成28年10月に教育委員会より「社会教育を効果的に実施するために公民館と他施設との連携」について諮問がありました。

前述の答申と提言を基にさらに市の公民館での活動は、茅ヶ崎市の社会教育活動の核となっております。ただ現在の社会情勢が大きく変化する中、市の5館がそれぞれ地域の特色を持ちつつ、地域課題や社会情勢などもっと地域の方々の学びを広げることが必要だと思います。

茅ヶ崎には地域に居住する者で構成され、地域住民の交流の促進を図る団体が主体となり管理運営している地域集会施設が現在11箇所あり、多くのサークル活動や自主事業等が行われています。見学をさせていただいた地域集会施設は、いずれも多くの地域の方々が集っておられ、夕方には児童、生徒が友達と遊んだり、宿題をしたりする場所として地域集会施設に来ていると伺い、子どもたちの地域での居場所としても安心感が持てました。何かをするのではなく、その場所へ行くことが大事だと痛感しました。

公民館や青少年会館は社会教育の基幹を担っていく上で、これからは社会教育施設や様々な施設、場所を起点にした社会教育活動を行い、茅ヶ崎市の社会教育を発信させるために必要な可能性について検討することが必要と考えます。

そこで、本市の社会教育がより広い地域で実践されるために、公民館と地域の活動拠点である地域集会施設との事業連携について調査研究をすることにし、現状と課題や連携のメリット・デメリット、連携することで得られる効果、地域の人々の学びの変化などを具体的にまとめました。

今回私たちが協議してきたことで社会教育関係施設がより活性化され、より多くの人たちが課題を学び、そこでの学びが実践され、さらに他の施設や団体とつながりが持てたら幸いです。

1 「公民館と地域集会施設の現状」

(1) 施設設置の法的根拠と目的

公民館は社会教育法に基づき設けられた社会教育施設で、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与し、社会的教養を高める環境を提供するものです。茅ヶ崎市に於いては、昭和55年に制定された茅ヶ崎市公民館条例により設置され、また、主管課は教育委員会社会教育課に属するとあります。

地域集会施設は茅ヶ崎市では平成10年に制定された茅ヶ崎市地域集会施設条例により設置され、地域住民の自主的活動の推進を図る場として、また、まちぢから協議会などの地域の課題解決に取り組むコミュニティの協議、実施の場として活用する、拠点となる施設で、主管課は市民自治推進課です。

(2) 施設数と地域

公民館は市内に5館あり、国道1号を境に南部に2館（南湖地区・松浪地区）、北部に3館（松林地区・鶴嶺地区・湘北地区）が設置されています。また、地域集会施設は市内11箇所があり、南部に6箇所、北部に5箇所設置されており、市内13地区に分かれている自治会連合会区域ごとの整備を考えています。

公民館を中心に半径1.5km以内を見てみると、地域集会施設も多く設置されています。

しかし、香川公民館（湘北地区）を中心に見ると、半径1.5km以内に1つも地域集会施設は設置されておらず、最北部の小出地区コミュニティセンターとは、約2.7kmの距離があります。

(3) 施設の運営環境・職員数

公民館5館の面積や地域集会施設11施設の面積は（比較表参照）様々で、公民館の平均は825.60㎡、最大867.39㎡（鶴嶺公民館）、最小783.47㎡（南湖公民館）です。地域集会施設の平均は805.15㎡、最大1,253.50㎡（高砂コミュニティセンター）、最小300.00㎡（海岸地区コミュニティセンター）です。（併設施設の面積は含まず）

公民館は、館ごとに設置状況に差異がありますが、講義室・会議室・学習室・和室・調理室・図書室・子ども室・駐車場などがあります。一方、地域集会施設も地域集会施設ごとに設置状況に差異がありますが、会議室・和室・調理室・音楽室・図書コーナー・ホールなどがあります。駐車場は公民館も同じですが、数台のスペースがあり、ボランティアセンター・地域包括支援センター・老人憩の家・子どもの家・児童クラブが併設されているところもあります。

運営自体は公民館が教育委員会直営で、職員3名程度・社会教育嘱託員4名が配置され、地域集会施設は管理運営委員会等（指定管理）が主体で、事務局員が配置されてい

ます。

(4) 施設の利用率

公民館の年間利用件数は5館平均3,316件、利用者数46,538人、施設利用率は51.4%となります。(参考：平成28年度社会教育課事業のまとめ)

地域集会施設11館の年間平均利用者数は24,672人で、施設利用率は42.2%となります。(参考：平成29年度版茅ヶ崎市公共施設白書)

(5) 施設の事業

公民館は貸館事業の他に茅ヶ崎市の教育基本計画の理念に基づき、①家庭教育支援関連事業②子ども事業③地域交流事業④地域・社会的要請課題をテーマとした事業⑤学習成果の還元事業⑥公民館ふれあい事業⑦広報⑧その他など以上8つの項目での事業を計画しており、平成29年度は5館平均50以上の事業を実施しています。

地域集会施設では貸館事業だけではなく、地域の状況にあわせ、地域住民の自主的活動を推進するための事業を企画・実施しています。主催事業を2事業から30事業位まで(平成29年11月実施地域集会施設事業に関するアンケート調査より)行っており、施設によって事業数に違いがあります。また、毎月定期的に事業を実施する地域集会施設など様々であります。地域住民の生活に密着する事業が多いが、文化交流の事業を実施している地域集会施設もあり、住民の要請が多いのかもしれませんが。特に小出地区コミュニティセンターは事業数が多く、近くに公民館が無く、事業に対する需要が多いのではないかと思います。

(6) 事業実施予算

公民館は、事業費を予算化しており、地域集会施設についても、施設毎に異なりますが、事業費を予算化しています。

以上6項目に分けて公民館と地域集会施設の違いと現状をあげてみました。

お互いに人的環境から始めて、連携を考えていき、公民館での事業を地域集会施設でも広く紹介し、参加者募集の協力や地域の中の人材の共有など、目立ちませんが少しずつは進んでいるようです。事業予算も施設の大小で差はありますが、互いに弱い所は補完しあえるような連携(鶴嶺公民館や南湖公民館の事例有り)を考える時だと考えます。

公民館と地域集会施設との比較

名 称	公 民 館	地域集会施設
設置主体 (主管課)	教育委員会 (社会教育課)	市長部局 (市民自治推進課)
設置根拠	茅ヶ崎市立公民館条例	茅ヶ崎市地域集会施設条例
設置の目的	実際生活に即する教育、学術、文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るための施設	地域の方々の自主的活動の推進を図るための施設
施設の性質	社会教育施設	地域集会施設
運営主体	教育委員会 (直営)	各地域集会施設管理運営委員会 (10館)、まちぢから協議会 (1館) (それぞれ指定管理)
対象地域	香川、松林、小和田、南湖、鶴嶺の5館で市域全域を対応	13地区に1施設ずつ設置 (今後、益々重要となるコミュニティ活動の場として13地区全てに整備することを政策決定) ※現在11地区で設置が完了し、未設置地区は松林、湘北地域
職 員	市職員 社会教育嘱託員	各地域集会施設管理運営委員会 事務職員
延床面積 (併設施設の面積は含まず)	5館平均 825.60 m ² 最大 867.39 m ² (鶴嶺) 最小 783.47 m ² (南湖)	11館平均 805.15 m ² 最大 1,253.50 m ² (高砂) 最小 300.00 m ² (海岸)
休 館 日	毎週月曜日 (ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日以降の直近の休日以外の日) 年末年始 (12月28日から1月4日まで)	毎週月曜日 (ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日以降の直近の休日以外の日) 年末年始 (12月28日から1月4日まで)
開館時間	9時から21時まで	9時から21時まで (7月から9月にあっては21時30分まで)

2 「連携への課題」

公民館と地域集会施設との連携の是非を問うた際、社会教育委員の多くは地域の事情を考慮したうえで、それに合った活動であれば、連携自体には賛成であると答えました。

(1) 立地条件

第一の課題として立地条件です。地域集会施設を訪問調査する際に、地域集会施設は地域密着で、市民の要望からできたものが多く、地域によって求められていることが異なることを強く感じました。地域集会施設と近接している公民館であれば、企画運営会議などには足をはこびやすいのですが、近くにない場合、会議だけでなく、利用者の交通手段にも問題が生じます。公民館や地域集会施設へ行くために自動車を利用した場合、駐車スペースに限りがあるため、大人数イベントでの集客が困難となります。互いの施設が近い距離にあり、地域の実情に合った企画を選ぶことが必要であると思います。

(2) 運営等の負担

第二の課題としては、企画、運営に伴う負担です。予算についてもどこから捻出するのか検討する必要があります。企画運営の際の通常業務への影響に関しては、準備会議の負担、打合せや事業を実施するために利用者が部屋の利用制限をされることなどの負担も懸念されます。その中でもお互いを知るために話し合いの場をどのように設けるのが良いか検討する必要があると思います。

(3) 利用者の状況

第三の課題は、利用者層の偏りです。時間帯により利用者層が変わることは自然なことだと思いますが、高齢者、女性に偏る施設もあり、利用者が固定化され、新規利用者参入に繋がらない問題があります。工夫をしている施設もありますが、老若男女問わず利用できる施設であり、多くの人に利用してもらうことは、社会教育活動がさらに広められ、地域の活性化にも繋がります。ですので、利用者、利用者層の拡大の方法を考えていく必要があると思います。活動が広まることにより、人材育成の機会も増えていくと思います。

(4) 施設毎の相違点

第四の課題は、調査等を行う中で、地域集会施設は公民館よりも施設毎の相違があることだとわかりました。実際に連携する場合には、企画、運営、予算、場所、交通手段など、施設の管理者、運営する側の事情に配慮しながら連携を進めていく必要があると思います。

以上の事から、連携は社会教育の発展や地域の活性化に有意義な事ではありますが、連携をするには、運営、利用者共に負担が大きくなるよう工夫することが今後の課題であると思います。

3 「どのような取組みができるか」

(1) 効果的に事業を実施するためには

茅ヶ崎市内の様々な所で社会教育が実践されていくためには、公民館は地域集会施設と協力することによって地域の人たちに何を学んでもらい、活動の成果を還元してもらえるかを考えていくとよいのではないのでしょうか。

公民館と地域集会施設はそれぞれ元々の設置目的が違う施設ではありますが、共に地域の人たちが多く利用する施設です。地域集会施設の周辺に住んでいる人で距離的に公民館まで遠く、公民館事業への参加ができない人もいるかもしれません。したがって、より多くの人に事業へ参加してもらい、より広い地域で社会教育の事業を実施していくために、お互いの施設での事業実施は効果的なことだと考えます。

(2) 若い世代への呼びかけ

若い世代の方は、公民館の利用が少ない年代ではないかと思imasるので、公民館を利用してもらえるようなきっかけ作りが必要なのではないかと感じます。

少し公民館のことを書かせていただきますが、大学生などは公民館事業への参加が難しいと思われるので、事業を企画したり実施する側で呼び込むのはどうでしょうか。例えば、小学生が公民館で宿題を見てもらうボランティアとして参加してもらったり、音楽部の学生に楽器演奏を教えてもらうような事業を行うのも一つのアイデアではないのでしょうか。子どもたちも少し年齢の離れたお兄さんやお姉さんとのふれあいもできて、楽しく参加してくれることと思います。市内にも大学があるため、大学生と公民館事業を一緒に企画したり、実施したりする側で声を掛けてみるのも面白いと思います。

(3) 子どもたちへの事業

地域集会施設にも多くの子どもたちが集まっているので、社会教育に繋がるような発信が出来ればよいと思います。公民館で行っているような、地域のお年寄りによる昔遊びの体験、折り紙教室や先程も書いた宿題を見てもらうなどを公民館が地域集会施設に出前講座という形で行えたらいいのではと思います。子どもたちへの事業は、まずは参加して楽しかったと思える内容がよいと思われ、次の事業を実施した時にまた来てもらうことが必要です。公民館では、今まで多くの子ども事業を実施した経験があります。公民館と地域集会施設とで、連携することができれば、その経験が役に立つこともあるかと思imas。多くの子どもたちがさらに集う場所とできればと思imas。

(4) 取組みの事例

「連携への課題」でも書きましたが、地域集会施設は、施設毎に事情が異なります。公民館と地域集会施設が近くにない地域では、なかなか一緒に活動するのは難しいと思いますので、公民館と地域集会施設の声を反映してお互いのいいところを尊重し、公民館側が出向く出前講座であれば、行えるのかと思います。

また、施設の稼働率が高く、公民館と事業を行うことにより、貸館利用者が部屋の利用制限をされるなどの負担が懸念されるような地域集会施設の場合には、まずはそれぞれの事業の宣伝チラシや施設案内をお互いの施設に置くなどの活動を取り入れたらどうでしょうか。

その他の取組みの例を挙げてみると、公民館事業の高齢者向けの健康講座や地域の歴史講座、公民館のサークルの発表を地域集会施設で行ったり、地域集会施設に設置してあるコミュニティカフェの宣伝のために公民館で一日カフェを実施したりなど、それぞれの施設で行っていることを違う施設で行うなどは試してみる価値があると思います。そして、公民館と地域集会施設を起点・終点として、地域を知ることが目的にポイントを設定したスタンプラリーや、地域集会施設に親子で来ている人たちが参加できるような事業もいかがでしょうか。

また、公民館と地域集会施設とで協力して、公民館や地域集会施設のお祭りや音楽祭、伝統行事、職場体験などを企画・開催をすることで、お互いの施設とも地域との結びつきがさらに広がり、また、ノウハウを共有することもできるかと思います。

公民館や地域集会施設でサークル活動等をする人は、生きがいを持って活動できる場所や学ぶ場を求めています。地域集会施設で活動しているサークルも公民館サークルと同じように仲間を増やし、より多くの人との活動を望んでいると思います。公民館と地域集会施設は、人と人とのつながりや連携をポイントとすることで、社会教育や地域住民の輪を広げていくことは可能だと思います。

4 「取組みの結果、得られる効果」

公民館と地域集会施設が連携をして事業を行った場合、それぞれの施設やその利用者に対していくつかのメリットが考えられます。

(1) 施設側のメリット

公民館や地域集会施設が地域の情報を共有し、一緒に活動することで共にノウハウを学ぶことができ、そこからまた新しい事業の展開ができる可能性があることです。

公民館は、子どもや大人を対象としたものや親子での参加事業など、各種の事業を行っているので、講座を実施するノウハウは多く持っています。地域集会施設においても、様々な講座を実施しており、公民館とは違うノウハウがあると思います。一緒に事業を取り組むことによって、これらのノウハウも共有できるものとなり、お互いの施設が講座を実施する時にも利用できると思いますし、今まで捉えていなかった新たな地域課題が見つかるかもしれません。

また、お互いの事業の宣伝チラシや施設案内をお互いの施設に置くことにより、顔の見える関係性を作ることは重要です。関係性を構築することにより、今後事業を一緒に開催するなど、新たな展開に発展する可能性もあるかと思います。また、その際には、関係性が構築されている方が、円滑に事業開催ができると思います。

なお、お互いの施設の情報を案内することにより、新たな利用者の獲得に繋がる可能性があるかと思います。情報については、事業の情報だけではなく、施設利用に関する情報も置くことで、部屋の利用率が上がる可能性もあります。

(2) 利用者側のメリット

公民館と地域集会施設とで連携して実施した講座に参加したことをきっかけとして、その地域集会施設で活動しているサークルに加入することも考えられます。

また、今まで行かなかった公民館へ行き、公民館の講座への参加やサークルへ加入することも考えられます。別の施設へ行くことにより新たな人との出会いや学びが生まれ、新しい活動へ結びつく可能性があります。

(3) 学びのきっかけの創造

人々の学びを考える時に、きっかけを作ることが大切な事だと考えます。今までと同じ行動を繰り返していれば何も変わりませんが、少し違った行動をすることで変わるきっかけをつかむ可能性は大きくなります。新たなことに挑戦したり、新たな人との出会いで新たな取組みをすることなどで、今までと違った気持ちで日々の生活を送ることができると思います。

このように施設側と利用者側についてのメリットを述べましたが、これらは地域集会

施設の所在する地域にとっては今までなかった新しい変化を与えるものになる可能性があると思いますし、地域の交流や人材育成、地域の活性化にも寄与するものだと考えます。

5 「地域の人々の学びの変化」

公民館は、今まで地域集会施設を会場として、事業を開催してこなかったということではなく、地域集会施設の利点を活かした公民館事業や、地域への周知、サークル等の活動の活性化を目標に公民館の出前講座を実施してきた経緯があります。今後、公民館と地域集会施設との連携が全市的に整った時、どのような動きが期待できるのか、次のように考えます。

(1) 集う

地域集会施設と協力連携し社会教育を効果的に実施するため基本となるのはやはり事業の実施です。社会教育を推進するためのアプローチとしては、まずスタートラインである「人を集める『集う』」ことです。連携することで事業周知が充実します。そのことから、日頃地域集会施設を利用する人の参加が期待でき、社会教育の広がりとなつた仲間づくりに繋がります。

(2) 学び

『学び』についてですが、参加者の要望や地域の課題、また社会的課題などの事業を展開することで新たな発見や気づきを体験することができ、学ぶことが楽しさとなります。その反面疑問も生じ、次の学びのきっかけとなります。

(3) つなぐ

社会教育の範疇で、次のステップは『つなぐ』ということです。一人一人の学びが進むことにより、レベルアップした関連事業に参加するなど、事業内容によってはもっと学びたいという要望を持つ人が複数人残ることがあります。志を同じくする人が人を呼び、自主的なサークル活動へと移行していくこともあります。この場合ではサークル化するための支援が必要となる場合がありますが、職員が相談役となり組織としての学習が生まれ、新たな人のつながりができます。

(4) 広げる

以上のことを言い換えれば、いわゆる「点から線へ、線から面へ」ということですが、そこには人と人とのつながりが見えます。

ここで終わることなく、更にこの面を『広げる』ことが重要です。連携する中で学びを広げ、人のつながりを広げる。その結果、学びの成果を子どもや高齢者などに提供する、地域に戻す学習の還元活動につながる場面を創り出すこともできます。

新たな連携事業を円滑に行うために、公民館と地域集会施設の相互がお互いの状況を知り、それぞれの特徴を活かせるシステムや方法をそれぞれが考え、協力しあうことが

必要です。また公民館、地域集会施設それぞれの利用者が他館の事業に参加するなどの人の動きの変化もあるでしょう。そこから生まれるであろう地域のコミュニティや地域づくりに期待が持てると思います。

おわりに

市内にある5館の公民館が社会教育活動の核となり、地域の特色を活かしながら現代社会の課題をも取り組んだ多くの自主事業の展開や、サークル活動が盛んに展開されています。そして、市内11箇所の地域集会施設でも多くの地域の方々が集い活動を展開しております。

今回教育委員会より「社会教育を効果的に実施するために公民館と他施設との連携」の諮問を受け、委員が地域集会施設にお邪魔して直接話を聞かせてもらいました。

- ・事業実施の有無や事業数と事業内容そして事業費は
- ・参加者の状況や周知方法について
- ・公民館との事業連携について

それぞれの地域集会施設の設立された時期に幅があり設立には地域の方々の意見を反映しておりますので、地域に合った運営がされています。

一番の課題は行政担当が公民館は社会教育課で、地域集会施設が市長部局の市民自治推進課であると同時に、地域集会施設は市の職員ではなく地域住民で構成され、地域住民の交流を図り、地域の課題解決にむけた取組を進める団体が指定管理者として運営しています。この中で事業の連携を考えるには中々難しく私たち委員が伺い聞き取り調査をするだけでは不十分でしたので、5館の公民館と全地域集会施設の声拾うことにしました。この中から見えてきたことは、全施設とも多くの事業展開や地域の方々により「つどい、つながり」ができ、活性化が図られていました。

今日の社会環境は、核家族化や少子高齢化による人間関係の希薄化によって大きく変化し、触れ合い、体験活動に繋がってほしくとも、生活スタイルや価値観の多様化で中々難しい面もあります。公民館や地域集会施設で事業が開催されていても、関係する人ばかりで若年層の姿は乏しいです。

課題の両施設の連携が必要との認識はあっても、日々の業務や運営が円滑にできている中で積極的に取り組めていません。施設の性質や目的も違いますが、まずは公民館側から地域集会施設に声をかけて、お互いの顔が見える関係を構築して積極的かつ柔軟に協働、連携をして、公民館と地域集会施設をネットワークの起点としての展開をしてほしいと思います。

この答申をまとめるにあたり、社会教育委員として地域社会にどのように関わって来たか、行政に地域課題を解決する支援策をより具体的な提示ができて、それぞれの立場で実践に繋げていくことの大切さや必要性を改めて考えさせられました。

今回私たちの調査研究したものを教育委員会へ答申させていただきますが、この答申で終わりではありません。地域にある社会教育施設や地域集会施設が『地域づくり』や『人づくり』の核となる施設で、それらの施設で行われている事業やサー

クル活動に参加している方々に充実感を持っていただく必要があり、今後茅ヶ崎市の総合計画に具体的な内容として取り上げていく大切さがあると定義しておきたいと考えます。

今回の調査研究にあたり地域集会施設の代表者、市民自治推進課の皆様、また教育推進部長や公民館長には多大なご協力を頂き答申に繋がりましたことに感謝申し上げます。

茅ヶ崎市社会教育委員の会議議長 吉原弘子

資料

28茅教社第663号
平成28年10月28日

茅ヶ崎市社会教育委員
議長 吉原 弘子 様

茅ヶ崎市教育委員会
教育長 神原 聡



「社会教育を効果的に実施するために公民館と他施設との連携」に
ついて（諮問）

このことについて、次のとおり社会教育法第17条第1項第2号の規定によ
り諮問します。

なお、答申は平成30年3月末までに提出願います。

1 諮問する事案

「社会教育を効果的に実施するために公民館と他施設との連携」について

2 理由

市の5館の公民館は、日々、利用者の教育・学習・集いの場として活動が
行われ、茅ヶ崎の社会教育活動の一つの核となっており、5館がそれぞれ地
域にこだわりつつ、同時に5館で市域全域に対して社会教育の観点から学習
を支えていく施設としてこれからも発展していかなければと考えます。

また、グローバル化や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中、地域
課題や社会的要請課題など地域住民が学ぶべき課題も多様化しています。そ
してより多くの人たちが課題を学び、それを実践につなげていくことがこれ
からの地域社会には必要であると考えます。

そして、茅ヶ崎の社会教育をこれからも発展させていくための様々な可能性
について検討していきたいと考えるなかで、公民館が社会教育の基幹を担って
いく上で、これからは、社会教育施設や様々な施設、場所を起点にした社会教
育活動を行うことが必要ではないかと考えます。

そこで、公民館と地域集会施設等との連携について、連携のメリットやデ
メリット、連携することによる効果など具体的なご意見をいただきたく願
いします。

（事務担当 教育推進部社会教育課社会教育担当）

公民館と地域集会施設の配置図

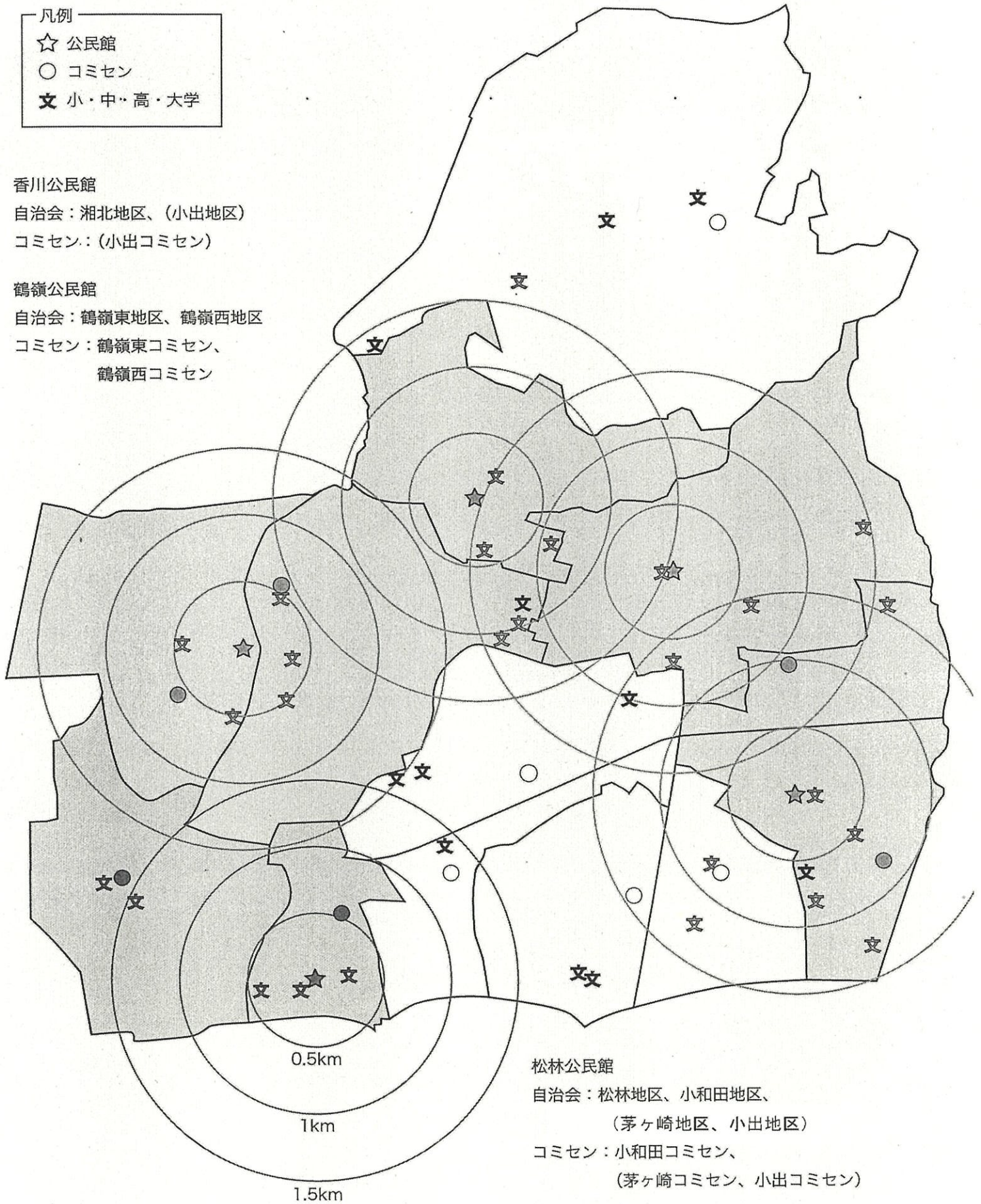
- 凡例
- ☆ 公民館
 - コミセン
 - 文 小・中・高・大学

香川公民館

自治会：湘北地区、(小出地区)
 コミセン：(小出コミセン)

鶴嶺公民館

自治会：鶴嶺東地区、鶴嶺西地区
 コミセン：鶴嶺東コミセン、
 鶴嶺西コミセン



松林公民館

自治会：松林地区、小和田地区、
 (茅ヶ崎地区、小出地区)
 コミセン：小和田コミセン、
 (茅ヶ崎コミセン、小出コミセン)

南湖公民館

自治会：南湖地区、湘南地区、(茅ヶ崎南地区)
 コミセン：南湖会館、コミセン湘南、(高砂コミセン)

小和田公民館

自治会：松浪地区、(浜須賀地区、海岸地区)
 コミセン：松浪コミセン、(浜須賀会館、海岸コミセン)

茅ヶ崎市社会教育委員名簿

任期2年(平成28年7月1日～平成30年6月30日)

氏名	選出母体等
○ ^{あいはら まさる} 相原 秀	茅ヶ崎市中学校長会
^{みしま みよ} 三島 美代	茅ヶ崎市PTA連絡協議会
^{さとう ふじえ} 佐藤 藤枝	茅ヶ崎市地域婦人団体連絡協議会
^{むこうたに あけみ} 向谷 朱美	茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会
^{いたくら えりこ} 板倉 恵理子(△)	茅ヶ崎市子ども会連絡協議会
^{かわむら えみ} 川村 恵美(△)	茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会
^{とよだ やすはる} 豊田 泰治	茅ヶ崎市私立幼稚園協会
◎ ^{よしはら ひろこ} 吉原 弘子(△)	学識経験者
^{みなみ えみこ} 南 栄美子(△)	茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議 (平成28年9月26日～平成30年6月30日)
^{みうら まさひろ} 三浦 正博(△)	学識経験者 (平成28年9月26日～平成30年6月30日)

◎議長 ○副議長
△起草委員

答申書作成のための起草委員会議

回数	開催日	議題
第1回	平成29年8月10日(金)	答申(案)の作成について
第2回	平成29年9月5日(火)	アンケートの実施について 答申(案)の作成について
第3回	平成29年9月20日(水)	アンケートの内容について 答申(案)の作成について
第4回	平成29年11月28日(火)	答申(案)の作成について
第5回	平成29年12月7日(木)	答申(案)の作成について
第6回	平成30年1月16日(火)	答申(案)の作成について
第7回	平成30年2月1日(木)	答申(案)の作成について

答申

「社会教育を効果的に実施するために
公民館と他施設との連携」について
～つなげよう広げよう地域の和～

(改訂版)

発行 茅ヶ崎市社会教育委員の会議

編集 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467(82)1111